（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）

第四十五条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクによる手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
（削る）	2　前項に規定する請求者又は申請者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第五条　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第六条　第四条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。	**第六条**　第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
第七条　第四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第七条**　第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）